○内閣府告示第百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊佐市

二　構造改革特別区域の名称　伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊佐市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県阿蘇郡南阿蘇村

二　構造改革特別区域の名称　南阿蘇村教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　熊本県阿蘇郡南阿蘇村の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び市町村教育委員会による特別免許状授与事業（八三〇）

○内閣府告示第百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都千代田区

二　構造改革特別区域の名称　キャリア教育推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都千代田区の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一一）及び学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　帯広市

二　構造改革特別区域の名称　帯広市ばんえい競馬　新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区

三　構造改革特別区域の範囲　帯広市の区域の一部（帯広競馬場）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県及び宮城県

二　構造改革特別区域の名称　いわて・みやぎ自動車輸送特区

三　構造改革特別区域の範囲　盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市及び奥州市並びに岩手県紫波郡紫波町及び矢巾町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町並びに気仙郡住田町並びに仙台市、多賀城市、栗原市及び大崎市並びに宮城県宮城郡利府町並びに黒川郡大和町、富谷町及び大衡村の全域

○内閣府告示第百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　釜石市

二　構造改革特別区域の名称　港湾物流特区

三　構造改革特別区域の範囲　釜石市の区域の一部（釜石港地域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年内閣府告示第二百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　志木市

二　構造改革特別区域の名称　志木市地方自立特区

三　構造改革特別区域の範囲　志木市の全域

○内閣府告示第百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　柏崎市

二　構造改革特別区域の名称　柏崎市保育園看護師配置補助緩和事業

三　構造改革特別区域の範囲　柏崎市の全域

○内閣府告示第百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阿賀野市

二　構造改革特別区域の名称　阿賀野市保育園看護師配置補助要件緩和事業特区

三　構造改革特別区域の範囲　阿賀野市の全域

○内閣府告示第百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県木曽郡南木曽町

二　構造改革特別区域の名称　南木曽町教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　長野県木曽郡南木曽町の全域

○内閣府告示第百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県

二　構造改革特別区域の名称　自動車輸送効率化特区

三　構造改革特別区域の範囲　静岡県の全域

○内閣府告示第百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年六月二十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎